参考1

平成29年８月1日

　UR都市機構　東日本賃貸住宅本部　技術監理部

**くさび緊結式足場の採用基準**

**【採用基準】**

**１　採用条件**

下記（１）～（６）に示す項目を全て満たすことを条件とする。

1. 受注者自らが足場の安全管理に責任を持ち対応する※1こと。
2. 一般社団法人　仮設工業会の承認制度により、承認を受けた足場※2であること。
3. 設置する足場の最高高さが45ｍ以下であること。
4. 組立完了直後、元請による足場点検※4を行い、その後、速やかに、第三者※3による足場点検を１回以上実施すること。なお、第三者による点検は、足場を設置する建物が複数棟ある場合、打って替えの足場を除き、まとめて１回の点検としてもよい。
5. 労働基準監督署へ足場設置届を提出し、許可を受けていること。足場設置届が不要な場合は、第三者による足場設置届出書と同等の検討を行い、必要な強度の確保等が確認できること。（ただし、集会所・ポンプ室等の小規模な建物の仮設足場は除く）
6. 採用する足場材料メーカーが取得した承認制度の仕様に適合していること。

※特殊な組み方（狭小部分等でやむを得ず一側足場を設置する場合、梁枠等を使用する場合、上階からブラケット等を使用して拡幅する場合、跳ね出し荷取りステージを設置する場合等）を用いることで承認制度の仕様から外れる場合は、採用する足場材料メーカーの技術支援部門等による強度計算検討を実施し、必要な補強を行うなど安全性が検証されていることを条件に仕様への適合に同等と取り扱う。

**２　確認事項**

工事受注者は、下記（１）～（２）に示す項目について、具体的かつ明確に確認が実施できる資料を監督員へ提出し、承諾を受けること。

1. 足場の設置計画等について

　　 ①　機構の現場説明書（外部仮設足場等）に記載する事項を満たしていること。

　　　②　採用する足場材料メーカーが取得した、一般社団法人　仮設工業会の承認制度（組立基準、使用基準等）で規定する事項を遵守していること。

　　　③　一般社団法人　仮設工業会が定める「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準（ビル工事用くさび緊結式足場の組立て及び使用基準）」（一般社団法人　仮設工業会　平26．12．１付）に適合していること。

　　　④　高さ31ｍを超える場合の措置※5が適切に実施されていること。

　　　⑤　受注者自らが足場の維持管理・点検を適切に実施することが確認できること

　　　　（始業前足場点検に関する計画や参考２の「くさび緊結式足場点検表（参考）」等を用いた点検計画等）

1. 設置場所について

①　原則、足場設置場所が、平坦かつ強固な敷地であること。

②　上記によらない場合は、強度検討等の上、根絡み補強・筋違追加等の必要な補強を行うこと。

**３　許可手続きについて**

　くさび緊結式足場の採用については、着工前に「報告・協議書」により機構の承諾を受けることで、許可することとする。なお、承諾フローについては、参考３のくさび緊結式足場採用に関する承諾フローを参照されたい。

【添付する資料】

　①　仮設工業会の承認制度の承認証（根拠データ含む）

②　仮設足場施工計画書

　　　≪監督員及び現場代理人は、仮設足場施工計画書が承認制度の仕様に適合しているか確認すること。承認制度から外れた特殊な組み方を行う部分がある場合は、使用を予定する足場メーカーの技術支援部門から資料を提出させ、強度計算による安全性を確認すること。≫

③　第３者の点検実施計画書

④　足場設置届（写）

⑤　足場カタログ

⑥　その他、監督員が必要と判断する資料

以　上

**【補足説明・注意事項】**

※1　機構において、受注者自らが「足場の安全管理に責任を持ち対応する」との定義は、

「受注者自らかつ使用する足場材料メーカーの技術支援部門による足場の強度計算を適切に実施し、その安全性を受注者自らの責任において確認すると共に、組立完了後も解体が完了するまでの期間、適切な維持管理を行うことを店社として約すること」を示す。

※2　機構においては、一般社団法人　仮設工業会の承認制度にて承認証を受けている足場は下記の①～③の性能をすべて満たしていると判断している。なお、現在、仮設工業会の承認を取得しているくさび緊結式足場は、「次世代足場」と称される新型のくさび緊結式足場のみである。

　　①　緊結部分に有効なロック機能を有していること

　　②　壁つなぎ機能を有していること

　　③　手すり先行工法等のガイドラインに適応する足場であること

　※3　「第三者」とは、全国仮設安全事業協同組合や、採用する足場材料メーカー（受注者とは資本関係を有しないこと）の技術支援部門を想定する。

※4 第三者による足場の点検は、足場設置届にて検討し許可を受けた足場図面記載内容と現場が合致しているかの確認を重点的に実施すること。

※5　高さ31ｍを超える場合の措置とは、労働安全衛生規則：第571条第1項3号の規定を示す。

　≪条文≫

　　　建地の最高部から測って31ｍを超える部分の建地は、鋼管を２本組とすること。

　　　　ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の２分の１以下の荷重をいう。）を超えないときはこの限りではない。

※6　両側巾木の取り扱いについて

機構は現場説明書により「枠組み足場以外の場合」は“両側巾木”を求めているところ。しかしながら、承認制度では全てのメーカーにおいて“片側巾木”により承認されている。そのため、技術監理部運用としては、両足をついている場合（二側の場合）は承認制度の仕様に適合していると同等とみなす。ただし、特殊な組み方を用いる場合は採用する足場材料メーカーの技術支援部門等により両側巾木を想定した強度計算等を適切に実施し、安全性を検証すること。

以　上

参考3

平成29年8月

UR都市機構　技術監理部

くさび緊結式足場採用に関する承諾フロー

≪受注決定以降のフロー≫

**受注者による足場設置計画作成**

**着工**

**着工準備期間**

**着工準備期間**

【　足場設置届が**必要**な場合　】

【　足場設置届が**不要**な場合　】

必要な場合≫

**【承認制度に適合】**

≪確認項目≫

①法令・規則等への適合

②UR採用基準への適合

**③受注者による承認制度**

**への適合確認**

※1：受注者は承認制度への適合が明確に確認できる資料を監督員に提出すること

労働基準監督署へ

足場設置届提出

監督員へ「報告・協議書」提出

（上記の全ての検討が適切に実施されていることが必要）

審査・訂正等

足場設置許可

「報告・協議書」により、くさび緊結式足場の採用　**承諾**

受注者がくさび緊結式足場の採用を希望

確認

許可証提出

**足場架設着手**

**※機構による承諾のない場合着工は不可**

**【承認制度から外れる】**

≪確認項目≫

①法令・規則等への適合

②UR採用基準への適合

**③足場材料メーカーによる強度計算等、安全確認実施**

※2：足場材料メーカーが安全確認したことが明確に確認できる資料を監督員に提出すること

≪確認項目≫

①法令・規則等への適合

②UR採用基準への適合

**③足場材料メーカーによる承認制度への適合確認実施。承認制度から外れる場合は強度計算等、安全確認実施**

※2